

空き店舗等の利活用により  
新たに出店をお考えの方へ

せい、いっぱい！西予市

最大

150万円

補助



# 西予市新規出店者 店舗改修補助金

市内商業の活性化を推進することを目的として、市内空き店舗等を改修し、新たに出店しようとする個人や中小企業者に対して、建物の改修に要する費用の一部を補助します。

1 補助額	対象地区	補助率	上限額
	野村地区都市再生整備計画区域	2 / 3	150万円
	その他市内全域	1 / 2	100万円

2 申請期間 令和 8 年 6 月 1 日（月）から 6 月 30 日（火）

3 対象店舗及び経費



(1) 対象店舗

工事の着手時において、次のいずれかに該当するものとします。

ア. 一戸建て空き店舗等（併用住宅の場合は、補助対象は商用部分に限る。）

イ. マンション等区分所有の共同空き店舗等（商用に供する専有部分に限る。）

※空き店舗等とは、住宅、店舗、倉庫、事務所等で、使用されなくなってから3月以上その状態が継続しているもの（市内に所在するものに限る。）を指します。

ただし、市が所有する施設を除きます。

(2) 対象経費

経費区分	対象経費
ア. リニューアル等工事	市内に本店又は支店等を有する業者等と契約を締結し施工するものであること。
イ. 備品購入	リニューアル等工事に付随して整備することが適当と認められる備品購入（備品購入のみは対象外）

4 対象者事業者

次の要件のいずれにも該当する申請日時点において市内に住所を有する市民または中小企業者が対象です。

①法人においては市内に本社・本店を有すること、個人事業主においては、市内に住所及び店舗を有すること。

②市税に未納が無いこと。

③新たに出店する店舗で営む業種が、別表に定める業種であること。

お問い合わせ

西予市 経済振興課 商工振興係

☎62-6408

詳しくは、  
西予市ホームページを  
ご確認ください。

## 5 申請書類



- ① 交付申請書、収支予算書（様式1）
- ② 本人確認書類の写し（運転免許証等）
- ③ リニューアル工事にかかる見積書の写し  
（備品を含む場合は、その内容が分かるカタログ等の写し）
- ④ 店舗等の全景写真及び補助対象事業を実施する箇所が分かる写真等
- ⑤ （法人の場合）履歴事項証明書及び直近の法人税確定申告書（別表1）
- ⑥ （個人事業主の場合）住民票、直近の所得税確定申告書（申告書B）第一表
- ⑦ （法人及び個人事業主以外の場合）住民票
- ⑧ （申請者以外のもので所有する店舗等の場合）申請者と所有者の関係性等を示す書類または同意書
- ⑨ 振込先口座の通帳の写し
- ⑩ 市税の未納が無い証明書

## 6 申請方法

市ホームページから申請書等をダウンロードし、必要書類を添付して、郵送または窓口提出により申請してください。

窓口提出の場合：平日の午前8時30分から午後5時15分の間に、経済振興課へ書類をご持参ください（土日祝日を除く）。

郵送の場合：令和8年6月30日（火）の消印有効とします。

《提出先》

〒797-8501

西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

西予市 産業部 経済振興課 商工振興係

せい  
いっぱい!  
西予市

## 7 注意事項

- ① 申請書類の審査の結果、補助対象の要件を満たしていることが認められたときは、補助金の交付を決定し、令和8年7月10日（金）以降に、交付決定通知書を交付してお知らせします。
- ② 事業は、必ず、交付決定通知書の交付を受けた後に実施してください。交付決定通知書の交付を受ける前に事業に着手した場合、当該経費は補助対象外となります。
- ③ 補助事業を実施した後は、速やかに実績報告書を提出してください。実績報告書の提出期限は、令和9年2月26日（金）とします。実績報告書の内容を確認し、補助金額の確定を行ったのち、補助金を指定口座にお支払いします。
- ④ 交付決定後に、事業内容の変更を行う場合は、変更申請書を提出し、変更承認を受ける必要があります。変更申請を行う際には、ご相談ください。
- ⑤ 補助金の交付申請は、同一年度において同一申請者につき1回限りとします。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。